

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱に基づく運用基準について

(平成30年1月29日入札審査委員会承認)

1 「秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱」

項目	工事等	対 象
①	土木工事	大規模かつ技術的難度の高い工事で 概ね 4億円以上
②	建築工事	大規模かつ技術的難度の高い工事で 概ね 6億円以上
③	設備工事	大規模かつ技術的難度の高い工事で 概ね 2億円以上
④	①～③のほか条件付き一般競争入札に付す工事で、JVによる施工が必要と認められる工事(運用基準に合致する工事に限る。)	

2 上記要綱の運用基準

秋田県建設工事に係る共同企業体取扱要綱第4条第2項及び第7条第2項に規定する運用基準については、県内建設業を取り巻く社会情勢を考慮して、当分の間、原則として次のとおりとする。

(1) 工種及び工事費(第4条第2項関係)

技術的難度にかかわらず、次の工事については原則として特定建設工事共同企業体へ発注するものとする。

格付工種	発注工事種別	工事費	格付工種	発注工事種別	工事費	格付工種	発注工事種別	工事費
一般土木	一般土木工事	1.5億円以上	建築一式	建築一式工事	3億円以上	舗装	舗装工事	1.5億円以上
	港湾・漁港・海岸工事			トンネル・下水道電気工事			電気通信	
	トンネル工事	4億円以上	電気	電気工事	1億円以上	造園	造園工事	1億円以上
	PC橋工事(上部工)	3億円以上		給排水			機械設備工事	1億円以上
法面	法面工事	4千万円以上	鋼構造物	鋼橋工事(上部工)	2億円以上	水道施設	下水道機械工事	1億円以上

注1) 県内業者で施工可能な工事については、秋田県建設工事入札制度実施要綱第14条第2項ただし書の規定の適用があるものとして、県内・県内JVとすることとし、それ以外の工事についても、可能な限り県内に営業所を有する県外業者(準県内業者を含む)と県内業者とのJVとして発注する。

注2) 異工種JV発注については、その工事内容等必要性を勘案して発注することとし、構成員には県内業者を活用する。

注3) 平成33年3月31日までに入札公告等を行う一般土木工事であって、災害復旧工事、改良復旧工事その他これらに類するものに関するこの表の適用については、同表の一般土木の項中「1.5億円」とあるのは、「3億円」とする。

(2) 構成員の入札参加要件(第7条第2項関係)

別表のとおり

※この運用基準で用いる県内業者等の定義については、以下による。

区分	定 義
県内	建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県内に有する者
県外	建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有する者
準県内	建設業法第3条の規定による主たる営業所を秋田県外に有し、かつ、従たる営業所を秋田県内に有する者で、秋田県内の従たる営業所の社員(雇用期間を特に限定することなく常時雇用されている者及び常勤の役員に限る。)の合計が50名以上で、その90%以上が秋田県内居住者であるもの(平成28年6月30日付 建政-530「県発注工事における県内業者に準ずる県外業者の取扱いについて」による。)

附則 改正後の規定のうち、2(1)注3)の規定については、平成30年2月5日以降に入札公告等(指名競争入札の場合にあつては指名通知をいい、随意契約の場合にあつては見積書の徴収をいう。以下同じ。)を行う工事に適用し、その他の規定については平成30年5月1日以降に入札公告等を行う工事に適用する。

別表

格付工種	等級格付	発注工事種別	区分	構成員数	発注例	各構成員の入札参加要件									
						代表者			構成員1			構成員2以下			
						業者区分	施工実績等	総合評定値	業者区分	施工実績等	総合評定値	業者区分	施工実績等	総合評定値	
一般土木	一般土木A級	一般土木工事	1.5億円～4億円	2	①	県内	—	930点以上	県内	—	—				
					②	県内	あり	1030点以上	県内	—	—				
					③	県外	あり	1250点以上	県内	—	—				
			4億円～	3	①	県内	あり	1030点以上	県内	—	—	県内	—	—	
					②	県内	あり	1030点以上	県内	あり	930点以上	県内	—	—	
					③	県外	あり	1250点以上	県内	あり	1030点以上	県内	—	—	
		港湾工事 漁港工事 海岸工事	1.5億円～4億円	陸上工事あり	2	①	県内	あり	—	県内	—	—			
						②	県外	あり	—	県内	—	—			
			陸上工事なし	2	①	県内	あり	—	県内	あり	—				
					②	県外	あり	—	県内	あり	—				
			4億円～	陸上工事あり	3	①	県内	あり	—	県内	—	—	県内	—	—
						②	県外	あり	—	県内	—	—	県内	—	—
		陸上工事なし	2	①	県内	あり	—	県内	あり	—					
				②	県外	あり	—	県内	あり	—					
		トンネル工事	4億円～	500m未満(通常工法)	3	①	県内	あり	930点以上	県内	—	—	県内	—	—
②	県外					あり	1030点以上	県内	あり	—	県内	—	—		
500m未満(特殊工法)	3			①	県内	あり	1030点以上	県内	あり	—	県内	—	—		
				②	県外	あり	1250点以上	県内	あり	—	県内	—	—		
500m以上(通常工法)	3			①	県内	あり	1030点以上	県内	あり	—	県内	—	—		
		②	県外	あり	1030点以上	県内	あり	930点以上	県内	—	—				
500m以上(特殊工法)	3	①	県内	あり	1030点以上	県内	あり	930点以上	県内	—	—				
		②	県外	あり	1250点以上	県内	あり	1030点以上	県内	—	—				
PC橋工事(上部工)	3億円～	2	①	県外	あり	PC工事1100点以上	県外	あり	PC工事1100点以上						
法面	法面A級	法面工事	0.4億円～1億円	2	①	県外	あり	—	県内	—	—				
			1億円～	3	①	県外	あり	—	県内	—	—	県内	—	—	
建築一式	建築一式A級	建築一式工事	3億円～6億円	2	①	県内	あり	960点以上	県内	—	—				
			6億円～10億円	3	①	県内	あり	960点以上	県内	—	—	県内	—	—	
			10億円～	3	①	県内	あり	960点以上	県内	—	—	県内	—	—	
					②	県外	あり	1250点以上	県内	—	—	県内	—	—	
◎電気	電気A級	電気工事	1億円～2億円	2	①	県内	あり	870点以上	県内	—	—				
			2億円～10億円	3	①	県内	あり	870点以上	県内	—	—	県内	—	—	
			10億円～	3	①	県内	あり	870点以上	県内	—	—	県内	—	—	
		トンネル電気工事	2	①	県内	あり	870点以上	県内	—	—					
				②	県外	あり	1150点以上	県内	—	—	県内	—	—		
		下水道電気工事	2	①	県内	あり	870点以上	県内	—	—					
				②	県外	あり	1150点以上	県内	—	—					
◎給排水	給排水A級	機械設備工事	1億円～2億円	2	①	県内	あり	840点以上	県内	—	—				
			2億円～10億円	3	①	県内	あり	840点以上	県内	—	—	県内	—	—	
			10億円～	3	①	県内	あり	840点以上	県内	—	—	県内	—	—	
					②	県外	あり	1150点以上	県内	—	—	県内	—	—	
○鋼構造物	鋼構造物A級	鋼橋工事(上部工)	2億円～4億円	2	①	県内	あり(詳細設計含む)	—	県内	あり	—				
					②	県外	あり(詳細設計含む)	—	県内	あり	—				
			4億円～	3	①	県内	あり(詳細設計含む)	—	県内	あり	—	県内	—	—	
②	県外	あり(詳細設計含む)			—	県内	あり	—	県内	—	—				
舗装	舗装A級	舗装工事	1.5億円～4億円	2	①	県内	—	—	県内	—	—				
			4億円～	3	①	県内	—	—	県内	—	—	県内	—	—	
					②	県外	—	—	県内	—	—	県内	—	—	
電気通信	電気通信A級	下水道電気通信工事	1億円～	2	①	県内	あり	—	県内	—	—				
					②	県外	あり	—	県内	—	—				
造園	造園A級	造園工事	1億円～	2	①	県内	—	—	県内	—	—				
さく井	さく井A級	さく井工事	0.8億円～	2	①	県外	あり	—	県内	—	—				
○水道施設	水道施設A級	下水道機械工事	1億円～	2	①	県内	あり	800点以上	県内	—	—				
					②	県外	あり	1150点以上	県内	—	—				

※概ね10億円以上(建築一式工事にあつては8億円以上、電気工事及び機械設備工事にあつては3億円以上)の工事については、工事の規模や内容に応じて構成員数を4社以上とする事も可能とする。

※代表者及び構成員に求める建設業許可要件については、原則、特定建設業許可を有する者とするが、代表者を除く構成員においては、工事の難易度を勘案したうえで、競争性の確保のために、一般建設業許可を有する者も加えた要件とすることができる。

※代表者を県内企業とした共同企業体による施工が可能と見込まれる場合において、競争性確保のため、地域要件を県外に拡大した場合にあつては、あくまでも業者区分が「県内」における要件が適用されることに留意すること。

※各構成員の入札参加要件のうち業者区分が「県外」となっているものは、「県内」業者も入札参加が可能であることに留意すること。

※上記表の格付工種欄に◎印のあるもので、県内業者を代表者にする場合においては、準県内業者についても代表者となることができる要件とする。

※上記表の格付工種欄に○印のあるもので、県内業者を代表者にする場合においては、準県内業者についても代表者となることができる要件とすることが可能とする。